

変化をチャンスに、貧困と格差の解消、内需拡大を！

# 道労連NEWS

発行日：2010.06.10



発行：北海道労働組合総連合／札幌市白石区菊水3条3丁目2-17／webmaster@dororen.gr.jp

## 子どもたちのためにも いまこそ声を大に！

### 「情報提供制度」の撤回求め緊急集会

道高教組と道教組は6月9日、道教委が5月31日に「学校教育における法令違反等に係る情報提供制度」を通知・実施した問題について、6・9「北海道教育を守ろう」緊急集会を開催。道労連、道公務共闘、自由法曹団北海道支部、道憲法改悪反対共同センター、新婦人道本部、「子どもと教育・文化道民の会」による共催で、各界から120名を超える人たちが参加しました。

開会にあたって道高教組の櫻井幹二委員長は、「一連の教育の管理・統制は、『モノ言わぬ』『従順な』教師・国民をつくら

うとするもの。戦前の教育統制への回帰であり、教育への真っ向からの挑戦だ。私たちは、教え子を二度と戦場に送らないと誓った。広く道民に知らせ、全力で跳ね返そう！」と呼びかけました。

続いて、道高教組の飯塚正樹書記長が情報提供制度の概要について説明し、教職員の基本権侵害、学校やPTA、市町村教委を飛び越える管理・統制、学校教育に分断と混乱を持ち込むなど、問題だらけの制度であることが浮き彫りになりました。

北海道大学の姉崎洋一教授は、「国民の人権感覚を転換させることを目的とした『憲法ジャック』だ。この制度は『国民を縛る』もので、憲法の理念とは相容れないものだ」と鋭く指摘。佐藤博文弁護士も、作成過程が不透明であり議会での承認も得ていないこと、調査の可否など課長職に多大な権限が付与されていることは、「法の支配・法律主義に反する」と厳しく批判しました。

参加者から、「PTAや地域での運動が必要」「わかりやすい言葉で道民に伝えるべき」「労組、党派を超えて、あらゆる人たち呼びかけを」「私たち教師の仕事は、目の前の子どもたちの状況に即して教育を行うこと。いまこそ、その教師の本分を發揮しなければと決意した」など、発言が相次ぎました。

道教委が「情報提供制度」を撤回し、本来あるべき姿に立ち返って、子どもたちの豊かな成長・発展を保障するために、「北海道の教育を守ろう」の声を一層大きくし、運動を広げるために全力をあげようと決意を固めました。



# 社長失踪、店舗閉鎖、賃金未払... 20代女性が決起！ 札幌ALTA「Banana Fish」で労組結成

6月8日の正午、「社長の行方が分からない... 給与が出ない...」と道労連労働相談室に掛かってきた1本の電話。札幌ALTAに入っている「Banana Fish」で働くHさん（女性）からの相談でした。勤務先の「Banana Fish」は、株式会社スミスが経営する全国21店舗のひとつで、10代から20代の女性を対象としたアパレルブランドです。札幌店の従業員は4人全員が20代前半の女性で、Hさんの話によれば、3月頃から給与の支払いが分割になり、5月25日支払分の給与が不払いとなった後、社長が突然行方不明となり、従業員もみんな困っているという内容でした。



8日、夜9時から4人と吉根清三労働相談室長が話し合い、労働組合をつくって給与（労働債権）を確保しようということになり、翌日の昼休み、「Banana Fish」札幌店で結成大会を行いました。

「組合のなまえ？」「どうする？」そんなやりとりの中で「Banana Fish 札幌労働組合」に決定。「頭文字としてBFユニオンってどう？」「いいじゃん」—略称も決まり、ワイワイ、ガヤガヤ、みんなで相談しながら方針、規約、予算を決め、スト権も確立。札幌地区労連への加入も決めました。執行委員長に選ばれたHさんは「みんなで頑張ろうよ！」と短い中にも決意を込めて挨拶。さっそく、本社に組合結成通知書、要求書、団体交渉の開催を要求し、解決に向けて奮闘中のBFユニオンです。

## NTT11万人リストラ裁判 石黒さんの不当配転・慰謝料支払い確定 原告・被告双方の上告を棄却

6月4日、最高裁第二小法廷（千葉勝美裁判長）は、NTTリストラ配転事件（札幌訴訟）について、第一審の原告および被告双方の上告申立に対して棄却を決定しました。これにより、原告5名のうち道内配転4名の請求は棄却されましたが、苫小牧から東京へ配転された石黒さんについては、「年若い両親を介護すべき強い事情があった」と認め、育児・介護休業法第26条の趣旨に反する「人事権の濫用」があるとして150万円の慰謝料支払いを命じた札幌高裁判決が確定しました。NTTグループの「11万人リストラ」の本質を明らかにし、厳しい社会的批判を呼び起こし、その意図を貫徹させなかった意義は大きいといえます。

大企業の横暴を許さず、労働者が人間らしく働ける職場をつくるために、「50歳退職・賃下げ再雇用」制度の廃止と、本人同意のない遠隔地配転解消に向けて、引き続きたたかいをすすめよう！

### NTT裁判提訴集会

日時 **6月11日(金)**  
**18時30分～**  
場所 **高教組センター  
4F大会議室**

**NTTは「派遣化」を撤回し、  
正社員に！**

私権侵害の撤回、正社員化を求め  
NTT裁判提訴集会



主催：道内労働組合連合会（道労連）  
〒060-0808 札幌市中央区南一条西11丁目1-1 高教組センター4F

## 6・9「北海道の教育を守ろう」緊急集会 アピール

子どもたちの豊かな成長・発達を保障するために、道教委が「情報提供制度」を撤回し、本来あるべき姿に立ち返ることを強く求めます

道教委は5月31日、「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度」を通知し、実施に踏みだしました。この制度は、教育長が第1回道議会定例会において北教組の政治資金規正法違反事件をめぐる議論の中で制度化を表明したものであり、「日の丸・君が代」強制強化、「服務規律調査」と同様に、教職員の基本的権利を侵害し、学習指導要領の絶対化をねらう異常な制度です。

「情報提供制度」は、児童生徒の保護者、地域住民、教職員等の「道民」から、「法令や学習指導要領に違反する行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨」を道教委に「情報提供」させるものです。調査対象となる教職員は、自分についてどのような情報が提供されているのか知ることさえできず、適切な反論の機会も保障されていません。いったん「情報提供」が行われれば、道教委の判断により、教職員や道民から多くの批判が集中した「公民科調査」や「服務規律調査」と同様に、いつでも全道調査を実施することが可能となります。

本来、学校現場の様々な課題は、当事者である子ども、保護者、地域住民と教職員の率直な相互批判や意見交換により解決されるべきものです。しかし、この制度は、そうした学校の当たり前の自律的・主体的な課題解決の仕組みを無視するものであり、信頼関係が何より大切な学校現場に、相互監視、密告への不安・不信を広げ、子どもの現状に即した豊かな教育活動に重大な悪影響を及ぼすものです。

この制度がその対象を学習指導要領「違反」と「教育公務員特例法関係（政治的行為）」に限定している点も問題です。学習指導要領はあくまでも各学校が編成する「教育課程の基準」であり、教育の内容が学習指導要領に沿っているかどうかの判断は、目の前の子どもの学習や発達の状況を一番よく知る学校現場の自主性にゆだねられるべきものです。制度の導入により、各学校の自主的な教育課程づくりや、創造的な教職員の教育実践が萎縮させられることになり、それは子ども生き生きとした豊かな学びや発達を保障することにはつながりません。

また、この制度には、教職員が憲法によって政治活動の自由が保障されているという視点が欠落しています。教職員の政治活動を一律に「法令違反行為」と決めつけた上で、道教委の監視下に置くことは、教職員の基本的権利を侵害するとともに、教職員の政治活動があたかも違法な活動であるかのような印象を広め、教職員の正当な権利の行使を妨げるものです。

子どもの権利条約が示す精神の自由は、精神の自由を謳歌する教職員、保護者、地域住民のなかでこそ保障され、育まれるものです。このまま、道教委が管理統制を強めるさまざまな施策を強行し続ければ、教職員はもとより、北海道の学校現場から子どもの精神の自由がどんどん奪われていってしまいます。子ども・保護者・道民はそのような学校・教育を求めてはいません。

道教委は、北教組問題を口実にした特定の政治勢力の圧力に迎合した、教職員の基本的権利を侵害し、学習指導要領を絶対化しようとするこの間の施策をただちに中止し、子どもや保護者・道民の願いに応えるため、本来の役割である教育環境整備にこそ全力を注ぎ、教育行政としての責任を果たすべきです。

本日、私たちは2回目の「北海道の教育を守ろう」緊急集会を開催し、この制度が子どもの豊かな成長・発達につながる学びを脅かすものであり、直ちに撤回されるべきものであることを確認しあいました。同時に、道教委が憲法・子どもの権利条約を遵守し、この間の施策の誤りを認め、本来あるべき姿に立ち返ることを求める声を一層大きくすることをみなさんに呼びかけます。

6・9「北海道の教育を守ろう」緊急集会参加者一同

# 声 明

1. 6月4日、最高裁第二小法廷（千葉勝美裁判長）は、NTTリストラ配転事件（札幌訴訟）について、第一審の原告および被告双方の上告申立に対して棄却を決定した。これにより、原告5名のうち道内配転4名の請求は棄却されたが、苫小牧から東京へ配転された原告石黒について、年老いた両親を介護すべき強い事情があったとし、育児・介護休業法第26条の趣旨に反する人事権の濫用があるとして150万円の慰謝料支払いを命じた札幌高裁判決が確定した。
2. この最高裁決定は、巨大企業NTTの労働者の人権を踏みにじる横暴なリストラのあり方を断罪したもので重要な意義がある。また、同じような事情を抱える労働者に対する企業の配転命令を厳しく制限するものであり、高く評価できるものである。
3. 本件は、2002（平成14）年5月、NTTグループ各社が「利益の最大化」を図る構造改革として全国規模で強行した「11万人リストラ」による強制配転事件である。会社は、人件費削減のために、51歳以上の労働者を対象にNTT東日本を一旦退職させ、新設子会社に30～15%の賃金カットで再雇用するという前代未聞の計画をすすめ、97%の社員を退職に追い込んだ。一方で、会社の退職強要を拒否した少数の労働者には、本人の健康や家庭の事情を無視した「見せしめ・報復」の全国配転を強行し、「事実上の50歳定年制」の貫徹を企図した。
4. 原告らは、こうした不当な圧力に屈せず転籍に応じなかった労働者である。  
原告らが、配転先で命じられた仕事は、住宅・商店街に対するチラシ配布や戸別勧誘、パソコン入力の単純作業、電話受けなどであり、遠距離・異職種配転までして行なわせる仕事では全くなかった。  
札幌高裁で取り消されたとはいえ、第一審の札幌地裁は、この事実を正しく認定し、「いずれも業務上の必要性がないのに、配転障害事由（介護等の必要性）があるのに行われたものであり、違法であって、原告らに対する不法行為が成立する」としたのである。  
原告らのたたかいが、NTTグループの「11万人リストラ」の本質を社会的に暴露し、厳しい社会的批判を呼び起こし、その意図を貫徹させなかったのである。
5. NTTリストラ配転に対して、大阪の配転無効確認等を求める裁判では、昨年12月8日に最高裁第三小法廷決定により、原告17名に900万円の慰謝料支払いを命じた大阪高裁判決が確定している。また、本年3月25日には高松高裁が、原告3名それぞれに200万円の慰謝料支払いを命じる判決を下した。  
NTT各社は、本件リストラが裁判所によって厳しく断罪されたことを重く受けとめ、全てのリストラ訴訟について早急に誠意をもって解決するよう求めるものである。
6. 原告団と弁護団は、これまでの全国の皆さんの熱いご支援に感謝申し上げるとともに、巨大企業の横暴を許さず労働者が人間らしく働ける職場をつくるために、今後とも違法・脱法の「50歳退職・賃下げ再雇用」制度の廃止と本人同意のない遠隔地配転解消に向けて一層奮闘することを表明する。

2010年6月10日

NTTリストラ訴訟北海道原告団  
NTTリストラ訴訟支援道民共闘会議

NTTリストラ訴訟北海道弁護団  
通信産業労働組合